

監査公表第 606 号

定期監査（工事）の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 1 日

京都市監査委員 高橋 泰一 朗
同 井上 教子
同 不室 嘉和
同 出口 康雄

平成 20 年度定期監査（工事）（平成 20 年 11 月 17 日監査公表第 595 号）
（上下水道局—1）

監 査 の 結 果
<p>(1) 処分費の取扱いについて</p> <p>工事費算定に際し、積算基準として適用している下水道用設計標準歩掛表においては、工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分に要する費用の取扱いは、「共通仮設費において準備費として積み上げ積算を行う」と定められているが、処分費が直接工事費において計上され、共通仮設費の率計算に含まれて算定されていたため、過大積算となっていた。</p> <p>積算においては、積算基準等を遵守し、工事費算定方法の見直しや十分なチェックを行うなど適正な積算をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（池田ポンプ場等直流電源設備工事ほか）</p>

講 じ た 措 置
<p>水道事業及び下水道事業における設備工事の処分費（工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分に要する費用）の取扱いについては、平成 20 年 12 月 25 日に開催した、「平成 20 年度定期監査（工事）指摘事項に関する担当者会議」において、同日付け「平成 20 年度定期監査（工事）における指摘事項の是正について（通知）」により、積算基準を遵守し、共通仮設費において準備費として積み上げ積算を行うことを、工事関係部署に対して周知した。</p>

監 査 の 結 果

(2) 設計書作成及び施工管理について

工事物件を設計・積算し、契約後、施工管理を行い、工事が完了するまでには一定のルールに則って行わなければならないが、次のような不適切な事例があった。

ア 工事発注課である総務部営業課では、上下水道局の事務処理規程に、工事に関する規定が明記されておらず、また、工事を担当する技術職員がいないにもかかわらず、工事の起案、発注が行われていた。

イ 設計・積算において、内訳書の単価の計上や共通費の算定が、積算基準によらないで行われ、図面や仕様書においても、機器仕様等が明記されていない設計書が作成されていた。

ウ 施工管理において、工事請負契約書等により定められている各種書類が、請負者から提出されていなかった。

エ 工事請負契約書の定めによる監督員通知が発注者から請負者へ行われていなかった。

工事の施行にあたっては、法令遵守を基本において、適正な設計・積算と適切な施工管理が行われるよう改められたい。

(西京営業所空調設備取替工事)

講 じ た 措 置

積算基準に基づいた適正な設計・積算及び法令を遵守した適切な施工管理については、平成20年12月25日に開催した「平成20年度定期監査(工事)指摘事項に関する担当者会議」において、同日付け「平成20年度定期監査(工事)における指摘事項の是正について(通知)」により、技術職員が配置されておらず、京都市上下水道局事務処理規程に工事に関する規定が明記されていない総務部営業課及び同様の所属においては、今後、所管する事業所庁舎等の営繕工事を直接行わず、新たに設置した総務部技術管理課営繕担当に計画的に工事を依頼することにより、適正な設計・積算及び適切な施工管理を行うこととし、その趣旨を関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

(3) 火災保険等の加入について

工事目的物及び工事材料等を対象とした火災保険その他の保険（以下「火災保険等」という。）への加入については、工事請負契約書にその条項があり、適切な施工管理を行ううえで必要なものであるが、設計図書に火災保険等についての定めがなかったため、請負者が保険契約を締結したときの証券の写し等が提出されていないものがあった。

事故等に備え、火災保険等への加入とその写しの提出及び保険への加入時期（現場条件）を設計図書に定めることにより、適切な施工管理をされたい。

(建築及び設備工事共通)

講 じ た 措 置

火災保険等の加入については、工事ごとに必要な保険への加入の指示、証券の写しの提出及び加入時期を明記するよう特記仕様書を改めるとともに、平成20年12月25日開催の「平成20年度定期監査（工事）指摘事項に関する担当者会議」において、同日付け「平成20年度定期監査（工事）における指摘事項の是正について（通知）」により、記載例を示して工事関係部署に周知した。

監 査 の 結 果

(4) 建設業退職金共済制度の取扱いについて

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の運用状況の確認については、共通仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）において定められているが、以下のような不適切な事例があった。

ア 証紙を購入したことを証する掛金収納書は原本の提出を請負者に求めているが、写しが提出されていたものがあった。

イ 建退共制度に加入していることを証する標識を現場掲示することとなっているが、掲示状況が工事写真で確認できないものがあった。

ウ 下請負者の不提出理由書及び証紙購入報告書が未提出なものがあった。

エ 証紙購入報告書の提出が仕様書で定められている期間を超過していたものがあった。

オ 建退共制度に関する特記仕様書の記載例において、請負代金額に応じた運用を求めているが、一定額以下の工事の運用に関する取扱いが明確となっていないものがあった。

仕様書を遵守した建退共制度の運用状況の確認を行うとともに、建退共制度に関する特記仕様書の記載例の見直しを行われたい。

(工事共通)

講 じ た 措 置

建設業退職金共済制度の取扱いについては、請負代金額が一定額以下の場合の取扱いが明確となっていなかった水道事業に係る土木工事について、請負代金額に関係なく全ての工事において証紙の執行状況の報告を求めるよう特記仕様書記載例を改め、平成20年9月19日付け「建退共に関する特記仕様書記載内容の修正及び工事保険に関する項目の特記仕様書への追記について（通知）」により、水道部内各課及び総務部地域事業課に周知した。

また、平成20年12月25日開催の「平成20年度定期監査（工事）指摘事項に関する担当者会議」において、同日付け「平成20年度定期監査（工事）における指摘事項の是正について（通知）」により、再度、請負代金額に関係なく全ての工事において証紙の執行状況の報告を求めるよう、工事関係部署全体に周知するとともに、請負者に対し、掛金収納書原本、加入標識掲示状況の写真、証紙購入報告書及び不提出理由書の提出並びに証紙購入報告書の提出期限厳守を求めることについても周知した。

監 査 の 結 果

(5) 施工体制台帳の取扱いについて

施工体制台帳について、国土交通省令等において、下請契約の請負代金の額を明記することとされており、下請負との請負契約書等の写しを提出させることにより確認することとされているが、その写しの提出が不十分で下請代金の総額が書面で確認できていない事例があった。

省令等に基づく適正な施工体制台帳を作成させ、内容の適切な確認を行われたい。

(広河原・花脊簡易水道施設整備（その2）工事ほか)

講 じ た 措 置

施工体制台帳の取扱いについては、平成20年12月25日開催の「平成20年度定期監査（工事）指摘事項に関する担当者会議」において、同日付け「平成20年度定期監査（工事）における指摘事項の是正について（通知）」により、国土交通省令等に基づき適正な施工体制台帳を作成、提出するよう請負者に対して指導を徹底するとともに、その内容については監督員が厳正にチェックするよう、工事関係部署に周知した。

(監査事務局第一課)